

平成27年3月4日

司法書士でない者が登記申請を行ったとして逮捕された事件についての  
会長声明

神奈川県司法書士会  
会長 蒔山 明宏

本年2月16日、神奈川県警伊勢佐木署により、司法書士の資格がないにもかかわらず、外国人から依頼を受けて株式会社設立登記申請を行った行政書士の男ら2人が逮捕された。

今回逮捕された行政書士らは、外国人が会社を設立した場合に在留資格が延長される制度を悪用し、依頼者である外国人を架空会社の代表取締役とする会社設立登記の申請手続を行っていた。報道によれば、これまで200件以上の登記申請を行ったようである。

この事件は、容疑となった行政書士による登記の申請という司法書士法違反だけでなく、商業登記の悪用という問題をも含んでいる。商業登記は、その公示機能により商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することをその目的としている。国民は会社の登記された情報を確認することにより、その会社の実在性や代表者及びその権限等を知ることができ、安心して取引に臨むことができるようになる。そのために、登記の内容には厳格な真実性が求められている。ところが、今回の事件は、架空の会社の設立という不実の登記申請であり、非司法書士による登記申請であることと併せ、登記制度の信頼を揺るがしかねない到底許容できないものである。

司法書士は単に登記に関する専門知識を有するだけでなく、高い職業倫理を制度上保持している。この職業倫理に基づき、司法書士が登記の申請を行なう際は十分な本人確認及び登記意思の確認を行い、登記の真実性を保つよう最大限の努力している。そして、依頼者の権利だけでなく、登記を信頼して取引に入る全ての国民の権利を保護している。それを受けて司法書士法第73条は、司法書士でない者が、他人から依頼を受けて登記申請手続の代理や申請書類の作成を行うことを犯罪として定義し、厳重に禁止しているのである。

当会は、今後このような事件が根絶されることを強く願うと共に、登記申請手続を通じて国民の権利保護に寄与できるよう、引き続き全力を尽くしていく所存である。